

令和4年11月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 13:30~14:45

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

- 1番 柳本 進
- 2番 菊島 博文
- 3番 横内 知恵美
- 4番 保坂 耕
- 5番 小澤 和茂
- 6番 保阪 幸彦
- 7番 上野 公
- 8番 古屋 一光
- 9番 河西 孝雄
- 10番 佐藤 安茂
- 11番 小澤 辰雄
- 12番 小田切 悦男
- 13番 久保田 豊一
- 14番 矢崎 良夫
- 15番 野田 源一郎
- 16番 小澤 洋行
- 17番 堀川 茂憲
- 18番 浅川 節子(欠席)
- 19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

- 20番 向山 清彦
- 21番 石川 豊
- 22番 横森 隆次
- 23番 横森 孝徳
- 24番 小泉 泰夫
- 25番 田中 武久
- 26番 石合 榮之
- 27番 山本 弘行
- 28番 加賀爪 悦夫
- 29番 駒井 正一
- 30番 笹本 勝造
- 31番 切刀 茂樹
- 32番 土橋 明
- 33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について 4件
- 議案第2号 農地法第3条買受適格者証明について 1件
- 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による
別段面積等の指定申請の承認について 2件
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 1件
- 議案第5号 農地法第4条許可後の計画変更申請の承認について 1件
- 議案第6号 農地法第5条の規定による申請の承認について 7件
- 議案第7号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地利用集積計画の承認について 3件
- 議案第8号 経営基盤強化促進法第18条の規定による

	農地中間管理権の取得の承認について	3 件
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	8 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	3 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：東條 匡志

書 記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和 4 年 1 月 11 日 蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、蕪崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員 19 名中 18 名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4 番 保坂 耕 委員、5 番 小澤 和茂 職務代理 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 早川氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	4 件	9,624 m ²
議案第 2 号	農地法第 3 条買受適格者証明の承認について	1 件	211 m ²
議案第 3 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	2 件	586 m ²
議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件	120 m ²
議案第 5 号	農地法第 4 条許可後の計画変更申請の 承認について	1 件	4.54 m ²
議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	7 件	5,903 m ²

議案第7号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	3件	6,590 m ²
議案第8号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	3件	45,711 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件	34,209.91 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	3件	4,684 m ²
合計		33件	107,643.45 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、11月7日山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。11月17日、令和4年度山梨県農業委員・農地利用最適化推進委員農政推進大会に柳本会長・小澤職務代理・加賀爪委員長・土橋副委員長・事務局 小澤が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。買受適格者証明については1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穴山町宿尻、経営拡張(野菜栽培)のための競売申請であります。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、「農地法第3条買受適格者証明について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事 務 局>

それでは、議案集4ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請は、2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・申請人についての説明)申請地は穂坂町柳平字城山、空き家に付随する農地の別段面積等の指定申請であります。

申請番号2番(土地の所在・申請人についての説明)申請地は穴山町夏目、空き家に付随する農地の別段面積等の指定申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：横森(孝)委員

申請番号2番：河西委員
(委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集5ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町若尾新田道白島、既存宅地の拡張及び共同住宅の建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：新奥委員(浅川委員が欠席のため)

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第5号「農地法第4条事業計画変更申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条事業計画変更申請は、1 件となっております。

申請番号 1 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井茅林、営農型太陽光発電施設形状変更による支柱面積の変更の申請であります。

それでは採決いたします。議案第 5 号、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

全員賛成ですので、議案第 5 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の 7 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は、7 件となっております。

申請番号 1 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は栄一丁目、建売分譲住宅 3 区画のための申請であります。

申請番号 2 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤西ノ原、工事用車両置場・休憩所のための申請であります。

申請番号 3 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵小平、工事用車両置場・休憩所・資材置場のための申請であります。

申請番号 4 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、建売分譲住宅 5 区画のための申請であります。

申請番号 5 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條殿田、営業所の駐車場のための申請であります。

申請番号 6 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町上本田、貨物運送業駐車場のための申請であります。

申請番号 7 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町石水、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号 1 番 : 柳本会長

申請番号 2 番 : 横内委員

申請番号 3 番 : 小澤職務代理

申請番号 4 番 : 小泉委員

申請番号5番 : 上野委員
申請番号6番・7番 : 石合委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第7号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされておりまして。

申請番号2番について、委員に関する案件がありますので、議案第7号が終了するまで、退席をお願いいたします。事務局より議案の説明をお願いします。

(委員 退席)

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については3件となっております。事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ブドウ、期間：3年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

(委員 着席)

次に、議案第8号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の12ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:タマネギ・レタス・キャベツ・醸造用ブドウ、期間:10年です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:10年1ヶ月です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:田、作物:水稻、期間:10年です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第8号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が8件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が3件です。議案集の16ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は岩下洞口他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保坊来石他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保上ノ原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保石原場、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵上ノ平他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島二丁目他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町入戸野揚小段他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田海老島他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條北割久保屋、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

土橋副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年11月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織